

○国立大学法人埼玉大学における研究インテグリティの 確保に関する規則

〔令和6年7月25日〕
規則第13号

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「研究インテグリティ」とは、研究の国際化及びオープン化に伴うリスクに対して、新たに確保が求められる研究の健全性・公正性をいう。
- (2)「研究者等」とは、教員、学生等本学において研究活動を行う全ての者をいう。

（学長の責務）

第3条 学長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

（研究者等の責務）

第4条 研究者等は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について本学及び研究資金配分機関等に関示を行うものとする。

（統括責任者）

第5条 本学に、研究インテグリティの確保に係るマネジメント（以下「研究インテグリティ・マネジメント」という。）に関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、理事（研究・産学官連携担当）をもって充てる。

（研究インテグリティ・マネジメント委員会）

第6条 研究インテグリティの確保に関する事項を審議するため、研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、研究インテグリティの確保に関して、必要に応じて関連する他の委員会等と相互に連携を行う。
- 3 委員会は、研究インテグリティの確保に関して、必要に応じて研究者等に対し指導助言する。

（審議事項）

第7条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 研究インテグリティ・マネジメントに係る規則等の制定及び改廃に関する事項

- (2) 研究インテグリティの確保に係る研究者等への指導助言及び要請等に関する事項
- (3) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項
- (4) 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
- (5) その他研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項
(組織)

第 8 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 統括責任者
- (2) 理事（総務・財務・施設担当）
- (3) 学長が指名する理事（前 2 号に掲げる者を除く。）又は副学長
- (4) 総務部長
- (5) 研究・連携推進部長
(会議)

第 9 条 委員会に委員長を置き、統括責任者をもって充てる。ただし、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項を調査審議させるために必要があるときは、委員会に専門部会を置くことができる。

7 委員長は、審議結果を学長に報告する。

(事務)

第 10 条 委員会の事務は、関係部局の協力を得て、研究・連携推進部産学官連携・ダイバーシティ推進課において処理する。

(相談窓口)

第 11 条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応するため、相談窓口を産学官連携・ダイバーシティ推進課に置く。

2 産学官連携・ダイバーシティ推進課長は、研究インテグリティの確保に関する相談等を受けたときは、必要に応じて統括責任者に報告する。

(雑則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 7 月 25 日から施行する。